

令和6年度こども家庭科学研究に関する評価  
【概算要求前の評価】  
(案)

こども家庭審議会  
科学技術部会

令和5年7月13日

## 1. 目的

こども家庭庁が実施する研究事業について、予算の概算要求に先立ち、行政施策との連携を保ちながら、研究開発の一層効果的な実施を図り、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、こども家庭審議会科学技術部会において概算要求前の評価を行うものである。

## 2. 評価方法

### (1) 経緯

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業は、令和4年度まで、厚生労働科学研究において実施され、厚生科学審議会科学技術部会において、毎年度概算要求前の評価が行われてきたところである。令和5年度以降、こども家庭庁のこども家庭科学研究に移管後は、厚生科学審議会科学技術部会とも連携し、こども家庭審議会科学技術部会において、概算要求前の評価を行うこととする。

### (2) 評価対象

こども家庭科学研究の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

### (3) 評価方法

令和6年度実施予定の事業内容について、外部有識者等（事前評価委員会）が評価原案を作成し、こども家庭審議会科学技術部会において審議する。

### (4) 評価のための参考について

<参考>「こども家庭庁の科学研究開発方針に関する指針」（令和5年6月2日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）

#### 第3章評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に、政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（こども家庭庁として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上へ

の貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献等がある。

### 3. 研究事業の評価

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
主管部局・課室名	こども家庭庁成育局母子保健課
庁内関係部局・課室名	成育局成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課

当初予算額（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	318,545	318,545	371,000

#### I 実施方針の骨子

##### 1 研究事業の概要

###### (1) 研究事業の目的・目標

###### 【背景】

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業は、これまでの厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業を組み替え、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長、及び Well-being の向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

###### 【事業目標】

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

###### 【研究のスコープ】

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究＞

健康診査、栄養、多様性に関する事項（低出生体重児、多胎児、外国人、障害児等）、保育、こどもの障害、CDR（Child Death Review）、虐待等、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究を実施する。

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究＞

不妊症・不育症、プレコンセプションケア、妊娠、出生前検査、母子感染、出産、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につなげる科学研究を実施する。

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学研究＞

母子保健情報のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体支援等のこども施策の横断的な推進につなげる科学研究を実施する。

**【期待されるアウトプット】**

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究＞

- ・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
- ・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究＞

- ・妊産婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
- ・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学研究＞

- ・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアルおよび支援ツールの作成
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

**【期待されるアウトカム】**

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

## (2) これまでの研究成果の概要、及び政策等への活用又は実用化に向けた取組

【課題名】低出生体重児の成長・発達評価手法の確立のための研究（令和4年度終了）

【概要】低出生体重児の発育曲線は身体発育の評価に活用されているが、平成4年から更新されていなかったため、72施設の約9600名の低出生体重児の身体発育値を収集し、500g未満、500g以上1000g未満、1000g以上1500g未満、1500g以上2000g未満、2000g以上2500g未満の5グループの発育曲線を作成し、また、その利用のための手引きを策定した。

【成果の活用】低出生体重児の発育の現状値に関する目安として、低出生体重児の発育の見通しを立てる上で参考になるほか、保健指導や異常の早期発見に資することが期待される。

【課題名】HTLV-1母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究（令和4年終了）

【概要】これまでの厚生労働科学研究及び本研究により、3か月以下の短期授乳であれば、完全人工乳と比較して児の感染率は上昇しないこと、一方で、適切な授乳支援がなければ約20%の産婦が人工乳に移行できないことが推測されたこと、完全人工乳を選択した産婦を含めた心理的なサポートが必要であることを明らかにした。そしてこれらを踏まえて、「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」を改訂した。

【成果の活用】作成されたマニュアル及び付録の動画コンテンツなどの研修資材を活用して、HTLV-1キャリア妊婦等に対する意思決定支援、心理的サポートを伴走的に実施できる体制が整備されることが期待される。

【課題名】成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究（令和5年度継続中）

【概要】「成育医療等基本方針」に基づいて、成育医療等の施策の実施状況等を客観的に検討・評価するための指標や目標値の検討、指標の評価システムの開発と、評価システムを用いた指標及び実施状況のモニタリングを行った。

【成果の活用】成育医療等基本方針の改訂に際して、成育協議会等における議論のために活用されるとともに、成育医療等基本方針に基づく評価指標の設定に活用された。そして令和5年3月31日に通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」が発出された。

## 2 令和6年度に推進する研究課題

### (1) 継続研究課題のうち優先的に推進する研究課題（増額要求等する課題）の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】先天性代謝異常等検査の体制整備のための研究

【概要】わが国の先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）は20疾患が対象となっているが、近年、関係学会等から対象疾患群の追加の必要性を指摘されている。新たな検査法や疾患群の追加するために、疾患の選定基準に加えて、検査や診療の体制や精度管理、遺伝カウンセリングの必要性等の倫理的・社会的課題への対応等に関する調査研究をさらに推進する必要がある。

【成果の活用】追加の必要性が指摘されている対象疾患群に係る検査体制、診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等のサポート体制等の地域における整備状況の把握や

費用対効果の評価、倫理的課題の検討のために活用される。

**【課題名】** 母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

**【概要】** 母子保健情報の発生から利活用までのプロセスや、医療機関のカルテ等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、データ規格の標準化の推進等、母子保健情報のデジタル化の推進にあたってのさまざまな課題の把握とその解決策の検討を行う。特に、母子保健情報を電子化することによる自治体業務の効率化や情報の利活用等の促進を阻害する要因の解明とその対応策の検討を早急に実施する必要がある。

**【成果の活用】** 本研究の成果を用いて、母子保健情報のデジタル化に向け、医療機関や自治体等における各プロセスの課題への対応策を検討する。

**【課題名】** 低年齢児保育が子どもの発達等に及ぼす効果・影響の解明のための研究

**【概要】** 3歳未満の保育所等利用児童数が増加するなか、低年齢からの保育所等における保育の経験とこどもの健康や発達との関係について、実証的なデータに基づく検討が必要である。本研究では、保育の質・量（保育時間・開始時期等）、家庭環境等の多様な要因とこどもの発達等について、日本の実情に即した調査のツールや手法を開発し、就学以降の中長期的な視点も含めた保育の効果・影響を検討する。これまで先行研究の知見を収集・整理してきたが、今後はそれらを踏まえて実証的なデータを用いた詳細な分析をさらに推進する必要がある。

**【成果の活用】** 本研究で収集・蓄積されたエビデンスを活用して、保育所等の保育において、こどもの健全な発達を保障するために求められる保育士等の専門性や保育環境の向上・改善に向けた検討を行う。

## (2) 新規研究課題として優先的に推進する研究課題の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

**【課題名】** 身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究

**【概要】** 成育医療等基本方針において、「乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。」こととされており、身体的・精神的・社会的な観点からの健康課題の抽出及び課題への対応策の検討を行う。

**【成果の活用】** 乳幼児期、学童期及び思春期における保健施策に向けた健康課題の抽出及び課題に対する検討、特に、乳幼児健診の充実に資するエビデンスの収集・評価・提言を踏まえて、乳幼児、学童及び思春期の保健施策に活用する。

**【課題名】** 社会状況等に合わせた、適切な妊婦健康診査、産婦健康診査の推進のための研究

**【概要】** 妊婦健康診査は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、14回程度の受診が定められているが、実際にはその基準外の検査や検査回数が行われていることもある。一方で、ハイリスク妊婦の増加、オンライン診療の普及、分娩施設の集約化などの社会の変化や、リスク評

価の向上や治療法の開発などの医療の発展など、妊婦、産婦をとりまく環境は大きく変化している。本研究では、現在の社会や医療の状況に合わせた、妊婦健診及び産婦健診の推進方策を検討する。

【成果の活用】エビデンスに基づいた提言を踏まえて、妊婦健診・産婦健診の質の向上や実施方法などの見直しに活用する。

【課題名】成育医療等基本方針に基づく地域の特性に応じた施策の推進の充実を図るための研究

【概要】令和5年3月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、PDCAサイクルに基づく取組を推進するため、施策の実施状況等の評価に資する評価指標を作成するとともに、地域公共団体における、基本方針を踏まえた計画の策定・実施等の取組を支援することとされている。また、評価指標については、今後、こども家庭庁の審議会において、定期的に評価を行っていく。本研究では、成育医療等基本方針に基づく評価指標や計画に関する実態調査、分析や、新たな評価指標や目標値の検討、評価方法の開発を行う。

【成果の活用】都道府県、市町村が策定する成育医療等基本方針に基づく計画について、現状・課題の把握及び今後の計画策定に資する提言の作成。

【課題名】知的障害・発達障害児とその家族のQOLを維持する支援体制整備に向けた研究

【概要】知的障害・発達障害児について、その障害の特性とメンタルヘルスの問題等から生じる適応困難に適切に対応されなかった場合、青年期以降の社会生活に広範で深刻な影響（例えば、強度行動障害の状態を有する等）を及ぼすことが指摘されている。本研究では、乳幼児期や学童期から、こどもと家族の個別性に応じて多領域・多職種が連携して支援する体制を構築するために、知的障害・発達障害児の青年期以降のQOLの維持・低下要因を明らかにするとともに、必要となる支援のタイミングと内容を明らかにする。

【成果の活用】自治体の地域特性に応じて、知的障害・発達障害児とその家族のQOLを維持するための多領域・多職種連携による支援体制整備を構築するための基礎資料（スタートアップマニュアル等）を作成する。

【課題名】児童虐待に対する予防的施策を社会実装するための研究

【概要】児童福祉法改正により、地方自治体の児童虐待に対する予防的施策が整備されることが期待されている。しかし、これらの事業内容となるプログラムのエビデンスは国内外のいくつかの先行研究で示されているが、体系的な整理はされていないため、自治体は事業の整備・実装にあたって限定的な情報で独自に検討・判断をせざるを得ない状況にある。

本研究では、社会実装の枠組みを用いて複数の自治体と協働して児童福祉分野のサービス提供体制の分析、導入、評価等を行い、自治体における事業の有効性や実効性の系統的な改善を目指し、社会実装の効果的な推進方策を明らかにする。

【成果の活用】社会実装に向けた有効かつ効率的な整備、導入の方法や職員研修方法、対象家庭の適用判断基準等について提示することができる。さらに、関連指針等の改定に反映するとともに、自治体の意思決定に対する情報支援体制の構築方策を検討することを目指す。



## II 参考

### 1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

#### 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版】

##### ⑧デジタルヘルスの普及

デジタルヘルスを普及するため、ヘルスケア製品・サービスについて、自主的な認証制度の実施を支援する。また、質の高い個人健康情報（PHR）サービスの提供を促すため、日常生活における利活用や医療機関・薬局等とのデータ連携のためのデータの標準化・実証を進める。

#### 【経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～】

流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。

～このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。～こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する。

#### 【健康医療戦略】

##### ○ 疾患領域に関連した研究開発

～特に、2040年の人口動態を見据え、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野に係る研究開発を戦略的・体系的に推進する観点から、がん、生活習慣病（循環器、糖尿病等）、精神・神経疾患、老年医・認知症、難病、成育、感染症（薬剤耐性（AMR14）を含む）等については、具体的な疾患に関して統合プロジェクトにまたがる研究課題間の連携が常時十分に確保されるよう運用するとともに、統合プロジェクトとは別に、予算規模や研究開発の状況等を把握・検証し、対外的に明らかにするほか、関係府省において事業の検討等の参考にする。

##### （成育）

・ 周産期・小児期から生殖期に至るまでの心身の健康や疾患に関する予防・診断、早期介入、治療方法の研究開発

#### 【「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」

## の策定に向けて～（令和5年6月13日）】

### （1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、子どもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

### （5）多様な支援ニーズへの対応～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

#### （障害児支援、医療的ケア児支援等）

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

## 2 他の研究事業（AMED研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。

### Ⅲ 研究事業の評価

<p>(1) 必要性の観点から</p>	<p>こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。こうした背景を踏まえ、成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題に対して、幅広い関係分野での研究を推進し、得られた科学的根拠を元に妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全ての子どもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備につなげるため、本研究事業は必要不可欠である。</p>
<p>(2) 効率性の観点から</p>	<p>多岐にわたる母子保健の課題の中から、各ライフステージにおける優先度、重要度の高いものを中心に研究に取り組んでいる。研究課題の評価については、採択に関する事前評価、進捗を評価する中間評価及び成果を評価する事後評価を実施し、外部有識者からなる評価委員会を通じて、十分な成果の確認及び進捗の管理を実施し、効率的な事業運営に努めている。また、研究課題の相互関係を確認し、研究課題間の連携や情報交換が必要と判断した場合には対応を講じて効率性を図っている。</p>
<p>(3) 有効性の観点から</p>	<p>本研究事業において作成される手引き等の研究成果は、自治体や医療機関等における母子保健事業等のこども家庭行政で活用されるとともに、国民に対する啓発にも使用される。また、本事業において得られた知見は、こどもや母子保健をはじめとした成育医療等に関わる施策や制度を設計・実施・推進する際の基礎情報として役立てられる。さらに、科学的根拠に基づいた良質かつ適切な保健、医療、福祉等を、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階の国民に還元することは有効である。</p>
<p>(4) 総合評価</p>	<p>今後も本研究事業でこども施策を科学的な観点から検討を行うことで、「成育医療等基本法」「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえ、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階の国民に関わる母子保健行政等における施策の推進に必要な科学的基盤が提供されることが期待される。</p>

#### 4. 研究事業全体の評価

こども家庭科学研究においては、各種政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための調査研究及び各種政策の推進、評価に関する研究を推進するとともに他の研究事業とも連携しており、引き続き推進する必要がある。

また、政策課題に関連して資源を効果的・効率的に活用する必要があるため、評価委員会における研究者への指摘事項のフィードバックや進捗確認、漫然と従前の研究班を採択しないなどの取組を継続するとともに、現在の政策課題に対する取組において、何が不足しており、課題解決のためには何を重点的にしなければならないのか、引き続き、推進すべき研究課題の具体的な設定がなされる必要がある。

これらを踏まえると、研究事業全体の評価としては、各研究事業の推進すべき研究として具体的に設定された内容が、こども家庭庁としての方向性に照らし、現在不足している取組を明らかにした上で課題を特定し、現在の取組の拡充又は新たな取組の開始として提案されており、また、それによって期待される成果も可能な限り具体的に設定されていることから、概ね適当である。